

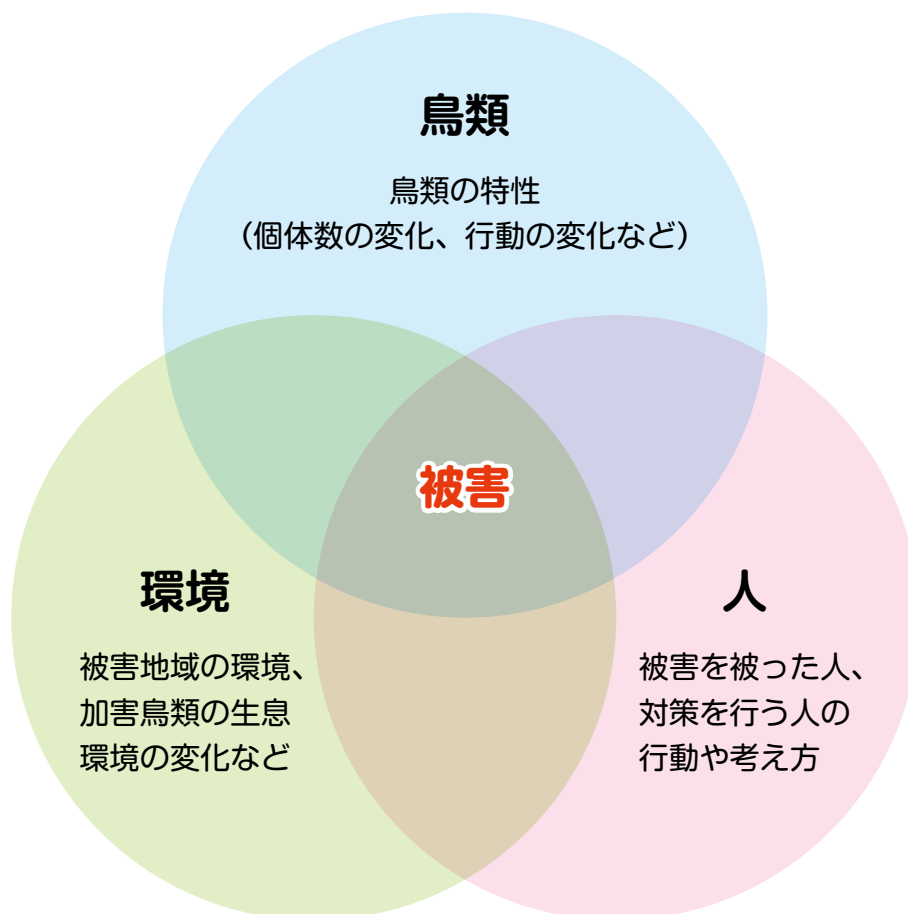
# 1

## 被害防止対策の基本的な考え方

野生鳥類による農作物の被害防止対策を行う場合、被害を引き起こす要因を知った上で、それに応じた対策を行う必要がある。また、対策を効果的に進めるには、地域ぐるみによる取り組みを推進することが必要であるが、農林漁業者の高齢化等が進んでいる地域では、地域全体で被害対策に取り組む体制を早急に整備することが重要である。

野生鳥類による被害を左右する主な要因としては、以下の3つが考えられる。農作物への被害は、これらの要因が絡み合って発生し、またそれぞれの要因は、相互に関連し合う。そこで、被害を減少させるためには、野生鳥獣の管理手法である「個体数管理」、「生息地管理」、「被害防除」の3つを総合的に進めて行く必要がある。

図2.1 野生鳥類による農作物被害を左右する要因



# 1 鳥獣被害防止特措法の概要

鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が成立した（対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進等を図るため、平成24年、26年及び28年に一部改正）。

この法律は、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対して支援すること等を内容とするものである。

## 1. 制度の流れ

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成



基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成



被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な支援措置を実施

## 2. 制定時（H19）の主な措置

- ・特別交付税の拡充（交付率0.5→0.8）、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる。【財政支援】
- ・市町村が希望する場合、都道府県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が委譲される。【権限委譲】
- ・鳥獣被害対策実施隊を設置することができ（民間隊員は非常勤の公務員）、捕獲隊員には狩猟税の軽減措置等の措置が講じられる。【人材確保】

## 3. これまでの改正（H24,26,28）で追加された主な措置

一定の要件を満たす、

- ① 鳥獣被害対策実施隊員については『当分の間』
- ② 鳥獣被害対策実施隊員以外の者で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については『平成33年12月3日までの間』※ 銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除。

※平成24年改正で『平成26年12月3日までの間』とされていたものを、平成26年改正で2年間延長され、平成28年改正でさらに5年間延長。

対象鳥獣の捕獲等に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等の措置等を国等が講ずる旨を明記。（H24改正時）

目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記するとともに、食品としての利用等を推進するため、人材育成や関係者間の連携強化に必要な施策等を国等が講ずる旨の規定を新設。（H28改正時）

市町村が必要と認める場合、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を被害防止計画に記載しなければならない旨の規定を新設。（H28改正時）

## ② 鳥獣被害防止特措法平成28年改正の概要

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策を効果的に推進するため、平成28年11月に議員立法により改正法案が提案され、全会一致により可決・成立した。【平成28年12月2日公布・施行】

### 1. 特例規定の期限延長

銃刀法に基づく技能講習の免除期限が延長される。鳥獣被害対策実施隊員以外の、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者について「銃刀法に基づく銃所持許可更新時等に必要な技能講習」の免除措置の期限を5年間延長。(平成28年12月3日→平成33年12月3日)

### 2. 各種規定の新設・拡充

#### ① 鳥獣被害対策実施隊の設置促進・体制の強化。

- 市町村は、必要と認める場合、実施隊の設置に関する事項を被害防止計画に記載しなければならないことを規定。
- 国等は、市町村の実施隊の設置や機能強化等に対して支援に努めることを規定。

#### ② 捕獲した鳥獣の食品（ジビエ）としての利用等の推進。

- 目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記。
  - 市町村の被害防止計画に定める事項に食品としての利用等を追加。
  - 国等は、食品等としての安全性に関する情報収集等に努めなければならないことを規定。
  - 国等は、食品としての利用等を促進するため、必要な施設の整備充実等の措置を講ずることを規定。
  - 国は、国・地方公共団体・事業者・民間の団体等の連携強化に必要な施策を講ずることを規定。
- ※この他、食品としての利用等に係る人材育成、国民の理解の増進について規定。

#### ③ 被害防止施策の効果的な推進に係る措置

- 被害防止計画を定める市町村内で指定管理鳥獣捕獲等事業が実施される場合、関係者は相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないことを規定。
- 国等は、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発を推進することを明記。
- 国等は、被害防止施策に関し顕著な功績が認められる者に対して、表彰を行うよう努めることを規定。
- 国等は、被害防止の取組における危害の発生を防ぐため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないことを規定。
- 政府は、関係行政機関の調整を行い、被害防止施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、鳥獣被害対策推進会議を設けることを規定。

#### ④ 経過措置

改正前に市町村が現に作成している被害防止計画については、改正後に被害防止計画が定められるまでの間、有効なものとして取り扱うこととする。

# ③ 鳥獣被害防止特措法 平成28年改正に関するQ&A

## 1. 総論

Q 今回の改正の趣旨、概要を教えてください。

A 平成19年の本法の制定以降、平成28年4月末までに、鳥獣による農作物被害が認められる市町村（約1,500）の9割を超える1,443市町村で被害防止計画が作成され、そのうち1,073市町村で鳥獣被害対策実施隊（以下、「実施隊」という。）が設置されています。

一方、鳥獣被害が依然として深刻であることに加え、鳥獣の捕獲を担う狩猟者数が減少するとともに、高齢化が進展しています。また、捕獲等をした鳥獣については、その大半が廃棄されている状況にあり、食品としての利用等その有効な利用の積極的な推進が、今後被害防止施策を一層推進する上での重要な課題となっています。

これらの現状に鑑み、被害防止対策を効果的に推進するため、平成28年11月、議員立法により、本法の一部を改正する法律が成立し、同年12月2日に公布・施行されました。今回の改正では、

- 実施隊員以外の、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者についての「銃刀法に基づく銃所持許可更新時等に必要な技能講習」の免除措置の期限の5年間延長（平成28年12月3日まで→平成33年12月3日まで）、
- 実施隊の設置促進や体制強化、
- 捕獲した鳥獣の食品（ジビエ）等としての利活用推進のほか、被害防止施策を効果的に推進するための各種規定が追加されました。

## 2. 銃刀法に基づく技能講習関係

Q 免除期限が5年間延長された理由を教えてください。

A 平成24年の法改正において免除規定が措置された際、免除期限については、実施隊員として猟銃を用いて捕獲に参加している者については『当分の間』、と期限が設けられていない一方で、実施隊員以外の者で猟銃を用いて捕獲に参加している者については『平成26年12月3日まで』とされました。この後者の期限について、平成26年当初において、実施隊を設置している市町村が十分でなく、実施隊員以外の者による捕獲に大きく頼っていたことや、農作物被害が年間約200億円と高止まりしていたことなどから、捕獲に従事する者の負担軽減のために、平成26年11月の改正によって2年間延長され、『平成28年12月3日まで』とされました。

これらの捕獲や被害の状況は現在においても同様であることに加え、平成35年度までにシカとイノシシの生息頭数を半減させるとの政府目標達成のためには、捕獲対策を継続・充実する必要がある状況等に鑑み、さらに5年間の延長が必要と国会で判断されたものと考えています。

## 3. 鳥獣被害対策実施隊関係

Q 市町村は必要があると認める場合には、被害防止計画に実施隊の設置に関する事項を記載しなければならないとされましたが、市町村が必要と認めなければ、記載の必要はないのでしょうか。

**A** 実施隊は、鳥獣による農林水産業等への被害を防止するために効果的なものであり、被害のある市町村においては可能な限り設置されることが望ましいものです。他方、市町村が必要と認めても、隊員の人選や活動内容について狩猟者団体との調整等の問題から設置が進まない場合があります。本規定は、被害防止計画に実施隊の設置に関する事項が記載されることを通じて、市町村等において、実施隊の設置について検討が促され、実施隊の設置が一層推進されることを企図して設けられています。

法律上は、市町村が必要と認めなければ、被害防止計画に記載する必要はありませんが、改正の趣旨を踏まえ、市町村はより積極的に実施隊の設置に向けて検討を行うことが期待されています。

## 4. 捕獲した鳥獣の食品としての利用等の推進関係

**Q** 被害防止計画に定める事項として、捕獲した鳥獣の食品としての利用等に関する事項が追加されましたが、具体的にどのようなことを記載すればよいですか。また、利用に適さない鳥獣種のみしか捕獲していない場合も記載する必要はありますか。

**A** 地域における鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進する観点から、捕獲した鳥獣の食品としての利用等に係る基本的な考え方や、利用に必要な施設整備計画、年間処理計画頭数、推進体制等について記載してください。

なお、利用に適さない鳥獣種のみしか捕獲していない場合など、利用推進が困難な場合は、その理由を記載するとともに、「捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項」において、その処理方法を明記してください。

## 5. 指定管理鳥獣捕獲等事業との連携関係

**Q** 被害防止計画に基づく施策の実施に関係する者と指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関係する者は相互に連携し、協力するよう努めなければならないとされましたが、具体的にどのように連携・協力することが想定されていますか。

**A** 地域の状況に応じて、例えば、①市町村は従来通り、田畑周辺での捕獲を進め、都道府県は狩猟者が通常立ち入らない地域（国立公園等）での捕獲を進めたり、②指定管理鳥獣捕獲等事業では、通常禁止されている夜間銃猟が一定条件下で可能となることから、鳥獣が夜間に頻繁に出没する地域での夜間銃猟による捕獲を都道府県が実施したり、③指定管理鳥獣捕獲等事業によって把握したシカやイノシシの生息状況を市町村と共有し、市町村による捕獲に活用するなどの連携・協力が考えられます。なお、これらの連携・協力に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県と、被害防止計画を策定する市町村だけでなく、指定管理鳥獣捕獲等事業や被害防止計画に基づいて実際に現場で捕獲を行う狩猟者団体等とも連携・協力することが求められています。

## 6. 技術開発関係

**Q** 国及び都道府県は、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発を推進すると明記されましたが、『捕獲等の技術の高度化』とは具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。また、国はどのように対応するのか教えてください。

**A** 捕獲を担う狩猟者の高齢化や減少傾向に対応するため、より効果的・省力的な捕獲等の技術開発が求められており、例えば、ICTを活用した罠の遠隔監視・操作システムの開発等が想定されます。農林水産省では、引き続き、鳥獣被害対策に係る技術開発を推進していく考えです。

## 7. 表彰関係

**Q** 国及び地方公共団体は、被害防止施策の実施に関し顕著な功績が認められる者に対し、表彰を行うよう努めるとされましたが、国はどのように対応するのか教えてください。また、地方公共団体として、どのように対応することが想定されていますか。

**A** 農林水産省では、鳥獣被害防止や鳥獣のジビエ活用等に取り組み、地域への貢献が顕著であると認められる個人及び団体に対して、平成21年度以降、毎年度、表彰を行っています。法改正を踏まえ、今後も表彰制度を継続していくとともに、より効果的な運用に努めていく考えです。

表彰を通じて、被害対策意欲の向上や優良事例の普及等が図られることから、地方公共団体においても、地域ごとの実情にあわせて、顕著な功績が認められる者・団体等に対して、表彰を行うことが期待されています。

## 8. 危害の発生の防止関係

**Q** 国及び地方公共団体は、被害を防止するための取組において、国民の生命等に危害が発生することを防止するため、安全の確保に関する知識の普及等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされましたが、国はどのように対応するのか教えてください。

**A** 鳥獣被害防止の取組においては、例えば猟銃の誤射や罠にかかったイノシシによる噛みつき、追払い用の花火の暴発、不適切な電気柵の設置による感電事故など、様々な危害が発生しています。

これらの被害を防止するため、農林水産省では、関係省庁等と連携し、各種法令に基づく安全確保のための正しい知識の普及・注意喚起等を行っています。

農家や狩猟者等が安全に被害対策に取り組んでいただけるよう、より一層、関係省庁等と協力しつつ、危害発生の防止に努めてまいる考えです。

## 9. 関係行政機関による鳥獣被害対策推進会議関係

**Q** 政府は、関係行政機関相互の調整を行い、施策の総合的かつ効果的な推進を図るために鳥獣被害対策推進会議を設けるとされましたが、どのような会議とするのか教えてください。

**A** 鳥獣被害対策については、様々な法制度、予算が関係していることから、これまでも農林水産省、環境省、警察庁、文化庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、防衛省の8省庁がメンバーとなった関係省庁の連絡会議を行ってきました。

これまで開催してきた連絡会議の実績等を踏まえつつ、より一層の連携が図られるよう、今後、関係省庁と会議の構成員や役割等について検討していく考えです。